

Press release

各位



平成 31 年 4 月 25 日

株式会社モンテローザ

(本社 東京都武蔵野市中町一丁目 17 番 3 号)

健康増進法改正への対応（喫煙専用室設置）に関するお知らせ

株式会社モンテローザ（本社 東京都武蔵野市、代表取締役 大神輝博）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行される「健康増進法の一部改正」（飲食店は原則として屋内禁煙）に以下のとおり対応いたしますのでお知らせします。

記

対応の内容

当社グループの飲食店舗（※1 一部店舗を除きます）の店内に、順次、可能な限り「喫煙専用室」を設置して参ります。

なお、「喫煙専用室」設置が完了した店舗では、施行日の前日までの期間、客席の一部を「禁煙席」に変更して営業（※2）して参ります。

施行日以降は、「喫煙専用室」内のみ、喫煙可能とします。

以上

当社グループは、健康増進法の改正の趣旨を理解し、同法に準拠した店内環境を整備することで、受動喫煙を望まないお客様と喫煙されるお客様が、安心して、おくつろぎいただける空間を提供し、これまで以上に、お客様にご利用いただきやすい快適な店舗づくりに努めて参ります。

今後とも、お客様満足度、従業員満足度の向上に努めて参りますので、変わらぬご愛顧のほど、宜しく願いいたします。

（※1）平成 31 年 3 月末現在店舗数 1,680 店舗の内、約 1,500 店舗に設置予定です。

（※2）禁煙席に指定した場所以外の客席は、施行日までは従来どおり喫煙可能です。

以上